

食品営業施設における使用水の取扱マニュアル

平成 26 年 9 月 26 日 策定
(令和 3 年 6 月 1 日 一部改正)

1 はじめに

このマニュアルは、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 2 項に規定する水道事業、同条第 6 項に規定する専用水道及び同条第 7 項に規定する簡易専用水道により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用する食品営業施設において、北海道食品衛生法施行条例（平成 12 年 3 月 29 日条例第 10 号）に定める施設基準に基づき供給する水について、食品衛生法施行規則（昭和 23 年 7 月 13 日厚生省令第 23 号）の別表に定める管理運営基準に基づき事業者が行う水質検査に関し、必要な事項を定めるもとともに、当該検査に係る本市の取扱い等を定めるものである。

2 検査項目

(1) 検査項目

「飲用に適する水」を使用する施設に必要な水質検査項目は、食品製造用水の規格基準に定める 26 項目とし、別表 1 第 1 欄のとおりとする。

ただし、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）に規定する水道により供給される水の水質基準（以下「水道水基準」という。）に適合する場合は、「飲用に適する水」の基準に適合するものとして取り扱う。

(2) 検査項目の読み替え

「飲用に適する水」又は「食品製造用水」の検査を行う場合、水道法の水質基準に定める検査項目に(1)の検査項目を読み替えることが出来るものとし、対応する項目は別表 2 第 1 欄のとおりとする。ただし、食品製造用水の検査を行う場合にあっては、別表 1 の項目 8 の有機リン及び項目 18 の大腸菌群を読み替えてはならない。

(3) 検査の省略

「飲用に適する水」を使用する施設にあっては、新たに井戸を掘削した場合を除き、過去の水質検査状況等から判断して衛生上支障がないと認められる場合は、項目 1 から 16 までの全部又は一部を省略することが出来る。

(4) 残留塩素

使用水の残留塩素については、確認検査を行うなどして基準に適合することを確認することとする。

3 検査結果の基準

- (1) 水質検査結果の基準は、別表1の検査については別表1第2欄に、別表2の検査については別表2第2欄に適合すること。
- (2) 残留塩素検査結果の基準は、末端給水栓における遊離残留塩素として0.1mg/l以上又は結合残留塩素として0.4mg/l以上とすること。ただし、塩素以外を用いて適切に殺菌又は浄水を行う場合はこの限りではない。

4 検査に係る本市の取扱い

(1) 水質等検査結果の取扱い

ア 水質検査

水道水以外の水を使用する場合、営業許可施設にあっては、営業許可時及び許可更新時に提出される水質検査成績書により、本マニュアルに定める基準に適合することを確認すること。

イ 残留塩素

営業許可及び許可更新等に伴う施設検査時等に、確認検査を行うこと。

また、水を塩素により消毒する装置を設けている施設にあっては、毎日使用の前に残留塩素濃度を確認するよう努めるよう指導すること。

なお、営業許可及び許可更新等に伴う当該検査については、水道水使用施設（貯水槽設置施設を含む。）においても、実施するものとする。

(2) 検査成績の有効期間

検査結果については、過去1年以内の検査成績により確認すること。

別表 1

項目	第1欄	第2欄
1	カドミウム	0.01mg/1以下であること。
2	水銀	0.0005mg/1以下であること。
3	鉛	0.1mg/1以下であること。
4	ヒ素	0.05mg/1以下であること。
5	六価クロム	0.05mg/1以下であること。
6	シアン（シアンイオン及び塩化シアン）	0.01mg/1以下であること。
7	フッ素	0.8mg/1以下であること。
8	有機リン（※）	0.1mg/1以下であること。
9	亜鉛	1.0mg/1以下であること。
10	鉄	0.3mg/1以下であること。
11	銅	1.0mg/1以下であること。
12	マンガン	0.3mg/1以下であること。
13	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/1以下であること。
14	蒸発残留物	500mg/1以下であること。
15	陰イオン界面活性剤	0.5mg/1以下であること。
16	フェノール類	フェノールとして0.005mg/1以下であること。
17	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること（標準寒天培地）
18	大腸菌群	検出されないこと（乳糖ブイヨン－ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法）。
19	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1以下であること。
20	塩素イオン	200mg/1以下であること。
21	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	10mg/1以下であること。
22	pH値	5.8以上8.6以下であること。
23	味	異常でないこと。
24	臭気	異常でないこと。
25	色度	5度以下であること。
26	濁度	2度以下であること。

※ 「飲用に適するの水」の検査にあつては、水道法の水質基準（全項目）に適合する場合、項目8の検査を省略することができる。

別表 2

読み替 える別 表 1 の 項目	第 1 欄	第 2 欄
1	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下
2	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下
3	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下
4	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下
5	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下
6	シアン化物イオン及び塩化シア	シアンの量に関して、0.01mg/L以下
7	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下
8	(読替え不可)	(読替え不可)
9	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
10	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
11	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
12	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
13	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下
14	蒸発残留物	500mg/L以下
15	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
16	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
17	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が 100 以下
18	(読替え不可)	(読替え不可)
19	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
20	塩化物イオン	200mg/L以下
21	有機物(全有機炭素 (TOC))	3mg/L以下
22	pH値	5.8 以上 8.6 以下
23	味	異常でないこと
24	臭気	異常でないこと
25	色度	5 度以下
26	濁度	2 度以下